

議長（竹島ユリ子君） ただいまの出席議員数は8人です。定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き会議を開きます。

7番 嶋田富士夫君。

7番（嶋田富士夫君） 7番嶋田です。

雪国の宿命である除雪の季節が目前に迫ってきました。県内15市町村の本年度除雪予算が新聞発表されています。ある自治体の担当者は、増額したいのはやまやまだが、大雪を想定する余裕はないとし、またほかの自治体の担当者は、降るか降らないかわからないのに、初めから多めに確保するのは無理だろうと言う。それらを考えると、予算の増減云々はそれぞれの自治体の計上方法に相違がありそうで、あまり参考になるとは思えません。

舟橋村は除雪に対して、率にして9%増の1,080万円が計上されています。これは昨年大雪の年度でも補正が350万円程度であったことを考えると、信用度は高いと思われます。また舟橋村の除雪事業は、安全・安心を趣旨に近隣自治体に比べて行き届いた除雪が行われていると私は思っています。しかし、地方財政はいつまでも潤沢ではないはずです。財源不足やオペレーター確保困難などもろもろの要因で、今までのような十分な除雪が今後できなくなる可能性も考えられます。村民の除雪への協力が不可欠です。地域のことは地域で守る意識の高揚がさらに求められるのではないのでしょうか。

12月号の村広報に、雪と汗のひとかき運動の協力の呼びかけがあります。これは地方の財源が厳しい中、除雪に地域住民の力をかりるといふ県が取り組んでいる一環と思われると思います。ボランティア活動などを含め、現在の除雪の取り組みの成果は十分満足できるものなのでしょうか。除雪人口の高齢化など今後の課題や問題は多々あると思われると思います。それらにどのように取り組まれる考えがあるのかお尋ねします。

関連して、散水消雪設備について質問します。

22年度は東芦原で消雪リフレッシュ事業が12月15日の完成を目的に工事が進められています。22年3月、竹島議員の一般質問に対し、村長は、「富山県地下水の採取に関する条例において、村全体が観察指定地域に指定されている。芦原の場合は自治会の要望もあり、県が定めた地下水指数、村が管理している既存の消雪の能力などを調査した結果、対応可能と判断されたので事業化する。新設、既存とも今後の維持管理は地元自治会が行う」と答弁されました。また、新設区間は県道だったため、既存と同時に行われなかった気の毒な面もあると思っています。

また、村長はほかの自治会などの今後の対応に触れ、「安全・安心な生活道路確保を目的に、利用されていない既存の井戸を利用する消雪装置の整備など、自治会や地域の団体単位には助成制度を検討する」と答弁されています。

高齢化が進むと身の周りの除雪もままならなくなります。特に小路などは寸断されることも考えられ、今後、他の自治会からも散水消雪設備設置の要望が出る可能性があります。その場合、行政側の線引きはどこまで、自治会の負担や問題点はどのようなことが想定されるのか、東芦原自治会とどのような協定書を結ばれて工事着工されたのか。今後の参考にしたいと思いますので、子細を示されることを要望いたします。

どこの地域に生活していても、舟橋村の住民です。広く公平な、行き届いた行政に邁進されることと確信しています。

質問2です。政府・与党は、地域主権改革関連3法案について、今回の成立を断念したが、来年の通常国会で成立を目指すことになりました。改革は閣議決定した地域主権戦略大綱に基づいて、中央集権体質からの脱却を宣言し、進展すれば自治体間でおのずと行政サービスに差異が生ずると言われています。

改革は単なる制度改革ではなく、地域住民、首長、議会が自らの責任でつくっていく責任の改革であり、民主主義そのものの改革であると言われています。改革に真摯に取り組む自治体と居眠り自治体とでは、今後10年を経ずして両者に大きな差がつくだろうと言う。舟橋村の施策や行政業務の充実などに、行政、議会の責任が増すのは当然です。さらに村民の協力など、今後の見直しや課題に改革の必要があるとお考えでしょうか、あるとすればそれはどのような事項でしょうか。

また議会や地域住民の協力にはどのようなことを期待されますか。財源やスタッフも豊富でない小さな舟橋村において、改革が進展するほど村長の行政手腕がますます求められると思います。手腕の成果によって、将来の舟橋村に大きな展望が開けることを期待します。

3番の農道の整備につきましては、先ほど明和議員の質問に対して村長が答弁されましたので、割愛いたしたいと思います。

終わります。

議長（竹島ユリ子君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 嶋田議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、本村の除雪に対する取り組みについてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、本村でも、除雪協力業者の確保に苦慮しておりますし、また今後ともこのような状況はさらに深刻化するものと思っております。村民の安全・安心な暮らしを確保するため、9月議会で、議員から除雪ボランティア制度の確立に向けたご提言をいただいております。

住民と協働する行政を推進する舟橋村では、自助・共助・公助のもとで、地域住民の協力のもと、それぞれの地域性を生かした除雪を行うことが最も大切であると理解しております。このことから、今後、除雪ボランティア組織体の誕生を目指すよう努力いたすとともに、活動体を維持していくためにも、作業に必要な機械類の貸与、また活動の多少なりとも対価も必要でないかというふうにも考えております。

また、他の自治体での取り組みもあると思います。そうした先進事例をも参考にしながら、本村にふさわしいボランティア団体として育成してまいる所存であります。ということで議員各位のご理解いただきたいと、かように思います。

次に、散水消雪施設に係る事業計画と地元負担についてお答えいたします。

ご承知のとおり、目下、東芦原地内において散水消雪施設の延伸工事が施工中であります。東芦原集落内の旧県道沿線に住む住民の方々は、高齢化が進みまして、村内でも高齢化率が非常に高く、降雪期の雪始末が相当な荷重となっていることも含めまして、自治会長さんのほうから要望がありまして、事業採択をしたのであります。

今年度はこの事業が国の交付金事業として採択になりまして、実施したわけでございます。当初は、事業完了後の維持管理を地元自治会に負担していただくことを前提にして応じましたけれども、先ほど申しましたように、今年度創設された国の社会資本整備総合交付金事業の採択になりまして、交付金が決定されました。こういったこともありますし、村の負担割合も当初全額ということで、10割から4割に下がったということでもありますし、借入金その他につきましても、それなりの交付税措置があるということもございます。

もう1つは、それだけに現有水源を使うわけですから、水量にも問題がありますので、現状の一斉散水から交互散水に変更することになりました。また再度地元自治会と協議を行い、同意も得るとともに、受益者負担のあり方を見直すことにいたしまして、村が現在所有している施設と同様に維持管理は村で行うことにしたものであります。そういったことをご理解いただきたいと思っております。

議員も先ほどおっしゃったとおりでございますが、富山県では昭和50年度に地下水

の採取に関する条例を制定いたしまして、新規井戸の掘削を規制しております。しかし、既設井戸を利用し、交互散水方式による消雪管の延伸事業は、国の社会資本整備総合交付金の活用の対象になるということがわかったわけですので、今後そういったことで取り組んでまいりたいと思っています。

本村では、消雪管の布設に対する要望が幾つかありますので、そういった自治会に対しては、必要な水量が確保できるかを十分調査いたしまして、順次消雪管の延伸工事を施工してまいりたいと考えております。

一方では、これが業者の負担軽減にもなると思います。そして先ほど申し上げましたように、できる限りそういったボランティア組織体をつくり上げて協力をいただきまして、地域のことは地域でというような気持ちで、機械貸与をいろんな面でバックアップしてまいりたいということでありますので、それぞれの議員のお力添えも賜りたいと思っておるわけでございます。

何はともあれ、村民の手足となっております安全・安心な道路環境、交通を確保するということは行政の義務でございますので、そういう点で抜かりない対応をしてまいりたいと思っておりますので、どうかご理解を賜りたいと思います。

次に、地域主権改革についてのご質問にお答えしたいと思います。

平成19年4月、時の自民党政権下で、地方分権改革の推進に関する基本的事項を調査審議するため地方分権改革推進委員会が設置されました。以後98回の会議が開催され、地方分権を推進するための「生活者の視点に立つ地方政府の確立」「地方政府の確立に向け他地方の役割と自主性の拡大」「自治立法権の拡大による地方政府の実現へ」「自主財政権の強化による地方政府の実現」と題した第1次から第4次までの勧告がなされております。

さらに、平成21年11月には、地域のことは地域に住む住民が決める地域主権を早期に確立する観点から、地域主権に資する改革に関する施策の検討を追加いたしまして実施するとともに、地方分権改革推進委員会の勧告を踏まえた施策を実施する目的の閣議決定がなされまして、地域主権戦略会議が設置されたのであります。平成22年6月には、地域主権戦略大綱が示されております。

地域主権戦略大綱は、義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大、基礎自治体への権限移譲、ひも付き補助金の一括交付金化、地方財源の充実確保、地方政府基本法の制定などの事項が記され、地方主権改革の全体像として、地域主権改革は日本国憲法の

理念のもとに、住民に身近な行政は地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするという改革、国と地方が対等なパートナーシップの関係にあることを踏まえ、地域の自主的判断を尊重しながら、国と地方とが協働して「国のかたち」をつくること。「補完性の原則」に基づき、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本とし、その中でも住民に身近な基礎自治体を重視すると総括しているのであります。

先般、地域主権改革3法案の成立をめぐり与野党が協議し、「地域主権」の名称を法案名から削除することで合意されたところでありすけれども、今後、この大綱に基づき地域主権が推進されるわけでありすので、議員ご指摘のとおり、基礎的自治体としての能力が問われることとなります。そういった受け皿づくりが今後とも本村にとって大変重要な課題であると認識しているところであります。

今後、行財政運営を含め、地方自治体が自ら知恵を出し、自ら汗を流し、住民サービスの向上に資することが肝要と考えております。そのためにも本村では、人材育成、組織体制の見直し、住民との協働等をさらに推進してまいりす所存であります。また、議会制度のあり方につきましても検討がなされていますので、いずれにいたしましても、行政と住民の代表である議会とが、今後のむらづくりをテーマに、十分議論を重ね、行政、議会、住民が一体となって将来にわたる活力と魅力あるむらづくりに邁進する所存であります。そういった理念でありますので、どうか皆さん方の温かいご理解をお願いするものであります。

3番目のことにつきましては、取り下げられましたのでお答えしませんが、いずれにいたしましても、皆さんとともに議論を交わしながら、住みよい舟橋村づくりに努めてまいりすので、重ねて皆さん方のご理解とご協力をお願い申し上げまして、私の答弁とさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

議長（竹島ヨリ子君） 嶋田富士夫君。

7番（嶋田富士夫君） まず、消雪の関係についてお伺いします。

東芦原・五郎丸間の散水消雪施設整備に800メートル、予算は3,688万円が計上されていますが、入札では配管工事と機械設備工事を含めて合算して2,500万ほどとなっています。残額1,100万余りは、消雪ポンプの取りかえと基盤改修、バルブ設置、その他と考えてよろしいのでしょうか。

今後、ほかの地域でもこのような施設を要望するような場合、設備費、維持管理費等を、行政側は国や県と極力すり合わせをしていただいて、おおむね行政負担で行うと理解してよろしいのでしょうか。

それから、通告していないので回答は求めませんが、発言させてもらいたいと思います。

21年度の決算書に、リバーサイド公園維持費に13万8,000円ほどが見られます。現状は公園としての機能は皆無と判断されています。機能していない物件になぜ管理費を計上する必要があるのか、私は疑問を感じます。

20年ほど前、公園をつくってもらえば自治会で管理費を負担するからの話でつくられたと聞いていますが、そのとき協定書のような取り組みが明確にされていなかったのが現状になったと仄聞しています。

国に金がないのは事実であり、それを踏まえて村の財政事情はますます今後厳しくなると思われれます。村民要望に十分こたえることができなくなる可能性も考えられます。その場合、このようなものがほうりっ放しにされていると指摘されることも考えられるのではないかと思います。今後は公園としての機能を取り戻すのか、そのほかに何かよい方法はないか、善処されることを期待します。協定などの取り組みの必要性の一例を申し上げました。

それから、行政改革についてお尋ねします。

村長の答弁は通り一遍のような、ちょっと私、理解できない面が多分にあったのですが、私の思いとしましては、職員は豊かな発想ができ、自信と責任を持って仕事ができる環境の向上が必要でないかと思います。

議会に関しても、来年改選されますが、議員全体が見識や責任と、モラルの高い議員になられて、村政のために十分協議できるような議会づくりに力を尽くしていただきたいと思います。

以上で終わります。

議長（竹島ユリ子君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 嶋田議員の再質問で資料を持たないものがありますので、幾つかの点で差し控えさせていただきますが、まず東芦原地内の件でございますけれども、国の事業の採択になったということは、当初私が言ったように、単費という国の交付金事業といいですか、補助制度にそぐわないものであるというふうに理解していた。しかし

ながら、これは何とかして国の補助金に染まるものがないかということでよくよく調査した結果、要するに量が決められていますから、一遍に出すのではなく、こっちで30分出してこっちで30分と交互散水するわけですね。それによって今までと違う面が出てくるから、地元負担というのはこれは大変なことだ。環境が同じものだったら違うんですけれども、そういった面も含めて補助金が6割つくという発想から、そういうことでは将来にわたってまたいろんな面が出てくると。そうなれば村で管理をしていくのは至極当然だろう、こういうことでやったわけでごさいます、それを取り違えないようお願いしたいわけでごさいます。全体を見ての話でごさいます、片方だけをそのようにしたわけではないということでごさいます。

ですから、可能なところは十分こちらも要望も聞いておりますので、対応してまいりたいと思います。県道の海老江地内から盛んに言っておりますけれども、これも何とか可能にしたいと取り組んでいる最中でごさいますので、間もなく県の回答もいただくと思っております。

そういうことで逐次努力しているということをお願いするとともに、ご理解いただきたいと思うんです。だから、一方的に先ほど言ったように村長の詭弁的な話だと。そうではないんですよ。そういう話は幾らでも議会の皆さんと話し合いしましょうと言っているわけですから、いろいろとご意見いただきたい、お願いいたしますよ。

それと、先ほどありましたけれども、きょうの定例会の追加議案となっておりますけれども、その中に議員提出議案とTPP交渉参加の反対に関する意見書がございますけれども、賛成しているところもあるんです。だから、トップがどうのこうのでないんですよ。こういうような議論は、農政に大きな関与する問題なんです。村の顔なんですよ。議会は賛成だけでも当局は反対だと、そうであってはいけない。だから内容のすり合わせをするというのは、これは議員さんとも大いに勉強をして、TPPとはいかなるものか、こういう土台から話していかないと発展しませんよ。これは一時的な問題でないんです。日本の外交政策なんです。そういった大きな問題なんです。そしてその国の歩む道の下に自治体があるんです。そういうことも含めて大いに皆さんと議論したいと、私は胸襟を開いているということもご理解いただきたいわけであって、何も陰気な話をしているつもりはございませんので、ご理解いただきたいと思っております。

いずれにしても、細かいことは役場に書類がございますので、どんどん役場へ来ていただいて、担当課で十分話をしていただきたい、聞いていただきたいということ

申し上げます、私の答弁とさせていただきます。